

照明器具の PCB 使用安定器に関する調査票

本調査は、昭和 52 年 3 月以前に登録された建物の所有者を対象に行っています。

◆建物登記簿情報にあります、以下の所在地にある建物についてご回答ください。

| | | |
|------------|-------------|--|
| 調査票 No. | | |
| 調査対象 建物 | 所在地 | |
| | 種類又は附属建物の種類 | |

! 使用中の照明設備は感電のおそれがありますので、調査はなるべく電気事業者や専門の調査会社等（建物の維持管理を委託している場合はメンテナンス会社）にご相談ください。建物の竣工図書、過去に調査した記録等がある場合にはそれをもとにご記入ください。

【お問い合わせ窓口】

株式会社秋田県分析化学センター
TEL 0120-264-930

(令和 2 年 2 月 28 日までの平日 10:00~16:00)

締め切り：令和 1 年 11 月 29 日までに投函してください。

【注意事項】

秋田県分析化学センターが電話または訪問した際に調査料金や処分料金等の名目で金銭を要求することはありません。また、無断でお宅の中に入り込んだり、照明器具を調査することや販売することはありません。そのような場合は、警察署やお近くの交番、県環境整備課へご連絡ください。

【記入者情報】

回答の内容について問い合わせさせていただくことがありますので、必ず太枠内の情報をご記入ください。電気事業者や専門の調査会社、ビルメンテナンス会社等に相談した場合は、下段もご記入ください。

| | | | |
|---|-------|---------------------|-----|
| 記入年月日 | | 令和 年 月 日 () | |
| 記入者 連絡先 | 事業所名 | (個人の方は記入の必要はありません。) | |
| | 住所 | 〒 | |
| | 氏名 | 電話番号 | - - |
| 相談した 電気事業者、 専門の調査会社、 ビルメンテナンス 会社等 | 事業者名 | | |
| | 住所 | | |
| | 担当者氏名 | | |
| | 電話番号 | | |

設問 1 所有する建物の建築時期について

所有している建物の建築時期は昭和 52 年(1977 年)3 月以前ですか？

はい (設問 2 へ) いいえ (調査終了) 取壊し済み (調査終了)

(調査対象建物の所在地に複数の物件をお持ちの方は、1 つでも当てはまれば「はい」に○を付けてください。)

設問 2 所有する建物の使用用途について

設問 1 で「はい」と回答した建物は事業用建物ですか？

(過去に事業を行っていた建物の場合や、アパート・マンション等の共同住宅の場合も「はい」に○を付けてください。)

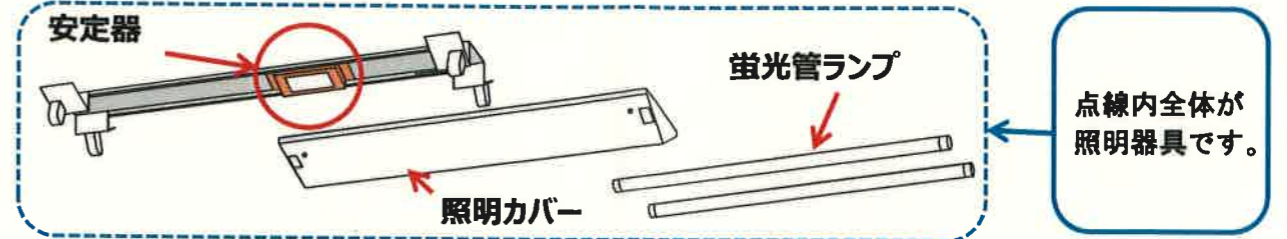
はい (設問 3 へ)

いいえ (調査終了)

(調査対象建物の所在地に複数の物件をお持ちの方は、1 つでも当てはまれば「はい」に○を付けてください。)

設問 3 照明器具の交換について

照明器具とは、蛍光灯ランプの他に下図に示すように安定器も含みます。



設問 2 で「はい」と回答した建物は、昭和 52 年 4 月以降に、**全ての照明器具を交換し、処分**していますか？

(全て交換済みであっても保管している安定器がある場合は「いいえ」を選択してください。)

はい (調査終了)

いいえ (設問 4 へ)

(調査対象建物の所在地に複数の物件をお持ちの方は、1 つでも当てはまらないものがあれば「いいえ」に○を付けてください。)

設問 4 照明器具安定器の PCB 使用について

設問 3 で「いいえ」と回答した建物には、PCB が使用されている照明器具安定器が設置または保管されている可能性がありますので、別紙を参考に必ず調査を行って下さい。

電球・丸型蛍光灯器具、一般家庭用照明器具には PCB は使われていません。



蛍光灯の安定器

照明器具のラベルまたは安定器の銘板を確認。

PCB 使用照明器具安定器を保管または設置していますか？

はい (個)

いいえ

不明 (個)

以上で調査終了です。ご協力ありがとうございました。なお、送付いただいた調査票は返却いたしません。